兵庫地方最低賃金審議会

第３回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会

日時：令和８年９月 28 日（月） ９：30～
場所：兵庫労働局 16 階　第３共用会議室

部　会　次　第

１　開　会

２　議　題

(1) 兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について

(2) その他

３　閉　会

（案）

令和８年９月 28 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　山 口 隆 英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
清　田　美　夏	片　山　貴　広	伊　藤　　敦
庭　本　佳　子	細　川　天　平	榮　永　　悟
山　口　隆　英	堀　井　説　也	松　本　　功

別　紙

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域

兵庫県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）電子部品・デバイス・電子回路製造業

（２）電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

（３）情報通信機械器具製造業

（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ　手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，１７３　円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月１日

㊞

令和８年９月 28 日

兵庫地方最低賃金審議会
　会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　山 口 隆 英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
清　田　美　夏	片　山　貴　広	伊　藤　　敦
庭　本　佳　子	細　川　天　平	榮　永　　悟
山　口　隆　英	堀　井　説　也	松　本　　功

別　紙

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域

兵庫県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）電子部品・デバイス・電子回路製造業

（２）電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

（３）情報通信機械器具製造業

（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ　手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，１７３　円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月１日

写

令和８年９月 28 日

兵庫労働局長
金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
兵庫県の区域
２　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）電子部品・デバイス・電子回路製造業
（２）電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
（３）情報通信機械器具製造業
（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
ロ　手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）
４　前号の労働者に係る最低賃金額
１時間　１，１７３　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
令和８年 12 月１日